

〈18〉ダイレクト インターネット積立投資信託 ご契約金額の引き下げについて

株式会社十八銀行（本店：長崎市 頭取：宮脇 雅俊）では、平成 23 年 12 月 1 日（木）より、インターネット積立投資信託のご契約金額を 10,000 円以上から 1,000 円以上に変更いたしますのでお知らせいたします。

より少額からのご契約が可能になり、ますますご利用いただきやすくなります。

1. 変更日

平成 23 年 12 月 1 日（木）

2. 変更内容

インターネット積立投資信託 ご契約金額

【現行】 10,000 円以上（1,000 円単位）⇒【変更後】 1,000 円以上（1,000 円単位）

契約金額の引き下げにより、「3 ファンドを各 1,000 円契約」など、より少額からでも複数の銘柄に分散投資できるようになります。

また投資初心者の方でも、お手軽に積立投資信託を始めることができます。

3. 積立投資信託について

- ・毎月一定額の積立形式で少額から投資信託をご購入になれます。
- ・毎月一定額で継続して購入する（このことを「ドルコスト平均法」といいます。）場合、投資信託の基準価額が低いときは購入口数が多くなり、高いときは少ない口数を購入することになりますので、基準価額に関係なく単に一定口数を購入していくよりも平均購入単価を低く抑える効果が期待できます。

4. 「〈18〉インターネット投信キャンペーン」について

キャンペーン期間中に、インターネット積立投資信託をお申込みいただいたお客さまへ、もれなく 500 円分のクオカードをプレゼントいたします。

また、投資信託をお申込みいただいたお客さまへのプレゼントもご用意いたしております。

【ご参考】〈18〉ダイレクト インターネット投信について

1. ご利用になれる方

満 20 歳以上の個人のお客さま

（ただし、ご利用にあたっては、別途〈18〉ダイレクトのご契約が必要です。）

2. サービス概要

項 目	内 容
口座開設	投資信託口座の開設
投資信託	購入・解約の取引
積立投資信託	新規申込や積立内容の変更、積立中止
取引（残高・履歴）照会	保有ファンドの残高や取引内容の照会等

※本サービスは、テレホン・モバイルバンキングではご利用になれません。

くわしくは当行ホームページにてご確認くださいか、お近くの十八銀行窓口へご照会ください。